

生駒市規則第28号

生駒市職員の修学部分休業に関する規則をここに公布する。

平成26年10月31日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の修学部分休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、生駒市職員の修学部分休業に関する条例（平成26年10月生駒市条例第30号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業の承認の申請手続)

第2条 条例第5条の申請は、修学部分休業承認申請書（様式第1号）により、修学部分休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、修学部分休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(修学部分休業の期間の延長の申請手続)

第3条 前条の規定は、修学部分休業の期間の延長の申請について準用する。

(報告)

第4条 修学部分休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る修学の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した場合
- (2) 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した場合
- (3) 修学部分休業に係る教育施設の課程の授業を頻繁に欠席している場合
- (4) その他修学部分休業に係る修学の状況について変更が生じた場合

2 前項の規定による報告は、修学部分休業状況等報告書（様式第2号）により行うものとする。

3 第2条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

（施行の細目）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から平成26年11月30日までの間に修学部分休業をしようとする職員に係る第2条第1項の規定の適用については、同項中「1月前までに」とあるのは「前日までに」とする。

修学部分休業承認申請書

申請年月日	年	月	日
(任命権者)	殿		
申請者	所 属		
	職・氏名		
	(印)		
<p>次のとおり 修学部分休業 期間の延長 の承認を申請します。</p>			

1 教育施設名 (所在地)	( )			
2 通学時間 (職場～教育施設)				
3 修学内容等				
4 申請期間	年	月	日から	年 月 日まで
5 休業時間	年	月	日から	年 月 日まで
	日	時 分～	時 分	木 時 分～ 時 分
	月	時 分～	時 分	金 時 分～ 時 分
	火	時 分～	時 分	土 時 分～ 時 分
	水	時 分～	時 分	
	年	月	日から	年 月 日まで
	日	時 分～	時 分	木 時 分～ 時 分
	月	時 分～	時 分	金 時 分～ 時 分
	火	時 分～	時 分	土 時 分～ 時 分
	水	時 分～	時 分	
	年	月	日から	年 月 日まで
	日	時 分～	時 分	木 時 分～ 時 分
	月	時 分～	時 分	金 時 分～ 時 分
	火	時 分～	時 分	土 時 分～ 時 分
	水	時 分～	時 分	
	6 延長の期間	年	月	日から
既に修学部分休業をしている期間	年	月	日から	年 月 日まで
7 備考				

(修学部分休業承認申請書の裏面)

- (注) 1 この申請書には、申請に係る教育施設の入学を証明する書面（合格通知、教育施設が発行する入学証明書等）を添付し、後日、在学証明書及びカリキュラム予定表を提出すること（写しでも可）。
- 2 「3 修学内容等」欄には、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えているか記入すること。
- 3 「5 休業時間」欄には、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。なお、休業時間は30分単位とすること。
- 4 年間を通じて申請をする場合において、夏休み等の休校期間等、修学部分休業を取得する必要がない期間がある場合は、その旨及び期間を「備考」に記入すること。

修学部分休業状況等報告書

		報告年月日	年	月	日
(任命権者)		殿			
		報告者	所 属		
			職・氏名	⑩	
次のとおり修学部分休業の状況について報告します。					
1 報告しなければならない理由					
<input type="checkbox"/> 任命権者から求められたため					
<input type="checkbox"/> 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したため					
<input type="checkbox"/> 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学したため					
<input type="checkbox"/> 修学部分休業に係る教育施設の課程の授業を頻繁に欠席しているため					
<input type="checkbox"/> その他 ( )					
2 修学部分休業の状況					

(注) 1 「2 修学部分休業の状況」については、任命権者から求められて報告をする場合にあってはその求められた内容について、その他の場合にあっては当該事由が発生するに至った経緯について記載すること。

2 該当する□にはレ印を記入すること。